

宮城県震災復興本部設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災により著しい被害を受けた地域の復興を推進するため、宮城県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第2 復興本部は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 復興施策の確実な実施と総合調整に関すること。
 - (2) その他、復興に係る重要事項に関すること。

(構成)

- 第3 復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 本部長は、復興本部の事務を総理し、会議を主宰する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4 復興本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第5 復興本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ調整検討する。
 - 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
 - 5 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し幹事会を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、幹事長は、幹事会を開催することなく、副幹事長の補佐のもとに、本部会議に付すべき事項について調整検討することができる。

(検討・推進部会)

- 第6 幹事会には、特定の事項を調査検討又は特定の事業を推進するため、必要に応じ検討・推進部会を置くことができる。
- 2 検討・推進部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7 復興本部の庶務は、復興支援・伝承課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年3月21日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年6月13日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年10月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年3月7日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年11月14日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
本部員	公営企業管理者
〃	教育長
〃	総務部長
〃	復興・危機管理部長
〃	企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農政部長
〃	水産林政部長
〃	土木部長
〃	会計管理者
〃	出納局長
〃	企業局長
〃	警察本部長

別表2（第5関係）

区 分	職 名
幹 事 長	復興・危機管理部長
副幹事長	復興・危機管理部副部長
幹 事	総務部副部長
〃	企画部副部長
〃	環境生活部副部長
〃	保健福祉部副部長
〃	経済商工観光部副部長
〃	農政部副部長
〃	水産林政部副部長
〃	土木部副部長
〃	出納局副局長
〃	企業局副局長
〃	教育庁副教育長
〃	警察本部総務部総務課長

備考：副部長職及び副局長職にあつては、技術担当職にある者を含む。